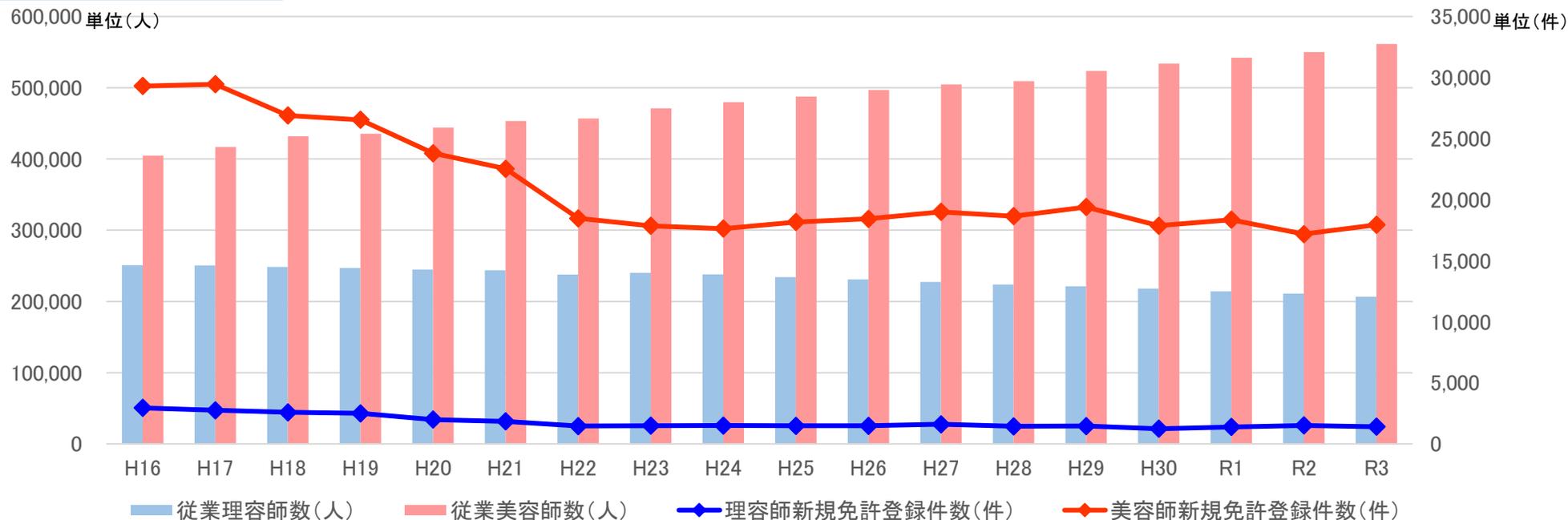


理容師資格取得における新たな修学方法に係る 特区提案

令和5年12月21日
(一社)日本ビューティー創生本部

1. 理美容業界の現状 ～理容師・美容師数の推移～

理美容師数の推移



理容師を取り巻く状況

○理容師は、新規の免許登録件数が伸びず、従業理容師数は長期的な減少傾向にある。また、若手理容師を輩出できず、年々理容師の高齢化も加速。

※理容師数：24.0万人（H24）→20.7万人（R3） [美容師数：48.0万人（H24）→56.1万人（R3）]

※2020年国勢調査では、70～74歳の就業理容師は過去最多の2万3,990人、30歳未満は5,240人という危機的な状況。

○さらに、就業後も数年間はアシスタントして低い水準の賃金、長時間の労働等により、早期離職率が高水準で継続。

※理容師になるための修業期間は2年間と長期に渡り、高額な授業料が必要であるが、業界平均年収が約330万円前後（厚生労働省2023年3月17日「賃金構造基本統計調査」。全産業平均は約500万円）と長年低水準が続いているため、授業料の返済が困難な状況が高い離職率を助長。

○理容学校で2年間学ぶ内容が、現場が求める技術と乖離し、卒業後に即戦力として活躍できていない（早い段階から稼げる理容師になれていない）ことが離職の大きな要因。2

2. 理容師の資格取得に係るこれまでの制度改革と課題

旧理容師法：1年の学科履修（学科試験）＋1年以上の実地修練（実地試験）

現理容師法：2年で必要な知識及び技能を修得（実地修練は廃止）

※平成7年制度改革（平成10年施行）

解決した課題

- ・ 厳しい労働環境下におかれながら実施された「実地修練」からの解放。

残された課題

- ・ 習得すべき知識（教科書）は変わらず、修学期間（年数）だけを引き延ばした一方で、実地での実習が年間60時間に制限されたことで、実践的な技術の習得が困難な教育環境へ変化。
- ・ 修学期間の長期化で学費が高騰（2年間で200～300万円程度）し、奨学金の返済期間が長期化。
※奨学金は独立行政法人日本学生支援機構のほか、自治体、民間、専修学校独自のものがある（独立行政法人日本学生支援機構「令和2年度専修学校生生活調査」では、専修学校生の56.6%が何らかの奨学金を受給）。
- ・ 授業や国家試験では、人体への施術ではなくウィッグを使用するようになったため、就職後に即戦力として活躍できず、アシスタント期間が長期化。

3. 理美容業界全体の将来見通しと考え得る検討方向

理美容業界の将来見通し

○理容師が減少し美容師が増加する一方で、理容師の独自技術であるシェービングに対するニーズは、ブライダルニーズ、高齢者デイサービスニーズ、シェービング専用サロンの拡大等、今後も一定規模維持されるものと見込まれる。

将来を見据えて考えるべきこと

○理美容業界全体の就業者数を維持しつつ、シェービング等の技術を継承し社会的ニーズに応え続けるため、人材をしっかりと確保していくことが必要。

考え得る検討方向

若者の理美容業界への就業意欲を高める方策を検討

方向性	具体案
○理容師資格を取得しやすくする ○就職後にしっかり活躍できる（稼げる）人材育成を行う	案1) 理容師のコア技術（シェービング等）に特化した養成カリキュラム編成に見直すことにより、1年間での理容師資格取得を可能とする。 案2) 現行120時間までとなっている実務実習時間を大幅に拡大する方向で養成カリキュラム編成を見直し、新たな養成課程を創設する。 ※1年目は座学中心に修学し、2年目は実務実習中心で修学する。なお、実務実習の場として一定の基準を満たすサロンを提案。

4. 課題解決に向けた提案内容

(案1) 現場に必要な技術に特化することによる修学期間の短縮

理容師学校における理容実習の内容を、理容師の独自業務であるシェービングとカットに特化すること等により、現場で求められる知識・技術に絞った実践向けの養成カリキュラム編成とし、1年間での理容師資格取得を可能とするよう資格制度全体を見直す。

- 養成施設での理容実習で実践的な技術を身に付けるのは困難であり、現在のカリキュラムでは、就職後はアシスタント期間が長期にわたっている実態があることから、養成施設における修学内容を1年に圧縮して資格を取得させ、早期に就職させることで、スタイリストデビューの時期を早める。
- 現行の資格制度とは別の新たな資格を創設するのではなく、理容師資格取得に係る必要単位数を削減する等して修学期間を1年に短縮するという理容師資格制度全体を見直すこととするもの。

効果

- 理容師のコア技術に特化することで、1年間で資格取得が可能となり、早期の収入安定とともに、授業料減により奨学金返済のハードルが下がることで離職防止に繋がる。
- コア技術を高めることで、シェービング専門サロン等の、より収入が安定しやすい業態への道を切り開くことができる。

※理容所の平均利用料金は約50%が「3,000～3,999円」（厚生労働省「平成27年度生活衛生関係営業経営実態調査」）であるのに対し、シェービング専門サロンは1万円台で実施する店舗もある。5 5

4. 課題解決に向けた提案内容

(案1) 現場に必要な技術に特化することによる修学期間の短縮

【既存課程】

課目	2年間
関係法規・制度	30時間
衛生管理	90時間
保健	90時間
香粧品化学	60時間
文化論	60時間
理容技術理論	150時間
運営管理	30時間
理容実習	900時間
選択課目	600時間
合計	2,010時間

【新課程】

課目	1年間
関係法規・制度	30時間
衛生管理	90時間
保健	90時間
香粧品化学	60時間
文化論	60時間
理容技術理論	60時間
運営管理	30時間
理容実習	450時間
選択課目	150時間
合計	1,020時間

《ポイント》

- 衛生管理・関係法規等は法律的知識であるため、現状維持。
- 現場で必要とされる技術（カット・シェービング・シャンプー）に特化することにより、現状の半分程度の時間で履修させるもの。なお、その他の技術（ヘッドスパ、ヘアカラー等）は資格取得後に現場で身に付けることとする。
- 早期に卒業させ現場に送り出すことで、実践の場で活躍できる時期を早める。

5. 課題解決に向けた提案内容

(案2) 実務実習の重点を置いた養成課程の新設等

(1) 理容師の養成課程について、履修時間を再編成することで、実務実習に重点を置いた新たな養成課程を創設する。

○養成施設内での理容実習の時間を、養成施設外（サロン）での実務実習に振り替えることでカリキュラムを見直し、新たな養成課程を創設する。

○養成施設は、既存課程と新課程を選択しつつ学びの場を提供する（併用も可）。

※新課程は、既存課程と学ぶ内容に遜色がないものとなるよう見直し、いずれの課程においても同じ理容師資格を取得できるものとする。

(2) 新課程で実務実習を行うサロンは、特区内の一定基準を満たすサロン（三ツ星サロン®を想定）に限定する。

○新課程の実務実習は、養成施設と三ツ星サロンが連携し、質の高い実習を実施する。

○実務実習は最低賃金を保障した有償インターンとすることで、長期修学による学生の金銭的負担を軽減。

効果

○ 修学期間中に、より実践に近い技術を習得することで、就職後に即戦力として活躍できる人材が育成できる。

○ 基準を満たすサロンで実務実習を行うことで、より適切かつ効果的な指導を行うとともに、安全性を担保できる。

5. 課題解決に向けた提案内容

(案2) 実務実習の重点を置いた養成課程の新設等

【既存課程】

課目	2年間
関係法規・制度	30時間
衛生管理	90時間
保健	90時間
香粧品化学	60時間
文化論	60時間
理容技術理論	150時間
運営管理	30時間
理容実習	900時間
(うち、実務実習)	(120時間まで)
選択課目	600時間
合計	2,010時間

【新課程】

課目	1年目	2年目
関係法規・制度	30時間	—
衛生管理	90時間	—
保健	90時間	—
香粧品化学	60時間	—
文化論	60時間	—
理容技術理論	150時間	—
運営管理	30時間	—
理容実習 (養成施設内)	150時間	—
理容実習 (実務実習)	—	1,200時間
選択課目	150時間	—
合計	2,010時間	—

維持

養成施設内での
実習時間を短縮
(実務実習に振替)

実務実習の時間拡大

選択課目の時間の一部を
実習に振替

《ポイント》

- 現行制度で定められた総枠 (2,010時間) の範囲内で再編成。学ぶ内容は既存課程と遜色なく、時間の使い方 (学ぶ手段) を変えるもの。
- 理容実習は、既存課程では2年間で900時間 (うち、実務実習は年間60時間まで (=2年で120時間まで)) であるが、新課程では、1年目は養成施設内で150時間かけて国家試験対策 (用具、カッティング、シェービング及び顔面処置、整髪、仕上がり状態) を学ぶために必要な実習を実施し、2年目はサロンで1,200時間の実務実習を行うものとする。
- 選択課目は、学校の判断で適切な課目を設定することとされているが、新課程では、養成施設内で150時間実施するに留め、残りの時間をサロンでの実務実習に振り替える (※当校では150時間の使い方として、理容師の独自業務であるシェービングに特化することを想定)。
- 上記により、1年目は養成施設での修学、2年目はサロンでのより実践的な実務実習を行うことを可能とする。

5. 課題解決に向けた提案内容

(案2) 実務実習の重点を置いた養成課程の新設等

一定基準を満たすサロンでの実務実習の実施

○特区内の一定基準を満たすサロン（三ツ星サロン®を想定）で1年間の実務実習を行い、実践的な技術を身に付ける。

- ・2016年から、日本理美容協同組合連合会が、各分野における専門家（第三者委員）が公平かつ公正にサロン情報を分析・調査し、第三者の視点から情報を提供できる審査制度「三ツ星サロン」（商標登録済）（※）を策定。
- ・これまで厳正な審査を経て、8社程が認証されている。

※三ツ星サロン審査概要及び運用規約は資料参照。

三ツ星サロンにおいて適切な指導や安全性を担保するための具体策

○「三ツ星サロン査定委員会」により、将来性・安全性に優れた法令遵守サロンであることを認定。査定は毎年実施し結果を公表。

[審査項目]

従業員満足度の把握及び向上施策の有無、従業員のスキル向上・顧客へのサービス向上のための継続的投資の有無、職能等級制度の採用状況等

(参考1) 平成7年制度改正(平成10年施行)による変更内容

変更前

- 都道府県知事免許
- 学科試験の受験資格
 - ・ 中学校卒業以上
 - ・ 養成施設において、定められた期間以上理容師・美容師になるために必要な学科を修めること。
(昼間1年、夜間1年4月、通信2年)
- 実地修練を実施(1年以上)
- 実地試験の受験資格
 - ・ 学科試験に合格していること。
 - ・ 養成施設卒業後1年以上の実地修練を経ていること。

変更後

- 厚生大臣(現厚生労働大臣)免許
- 理容師・美容師試験受験資格
 - ・ 高等学校卒業以上
 - (筆記及び実技)
 - ・ 養成施設において、定められた期間以上美容師になるために必要な知識及び技能を修得する。
(昼間2年、夜間2年、通信3年)
- 実地修練を廃止

(参考2) 関係法令

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）

第三条 理容師試験は、理容師として必要な知識及び技能について行う。

② 理容師試験は、厚生労働大臣が行う。

③ 理容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であつて、都道府県知事の指定した理容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。

④ 前三項に定めるもののほか、理容師試験及び理容師養成施設に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）

（法第三条第三項の厚生労働省令で定める期間）

第十一条 法第三条第三項の厚生労働省令で定める期間は、理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）第二条第一項に規定する昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得する者にあつては二年、同項に規定する通信課程において知識及び技能を修得する者にあつては三年とする。ただし、美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設において美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）第十一条前段に規定する期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者については、昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得するものにあつては一年、通信課程において知識及び技能を修得するものにあつては一年六月とする。

理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）

（養成施設指定の基準）

第四条 法第三条第三項に規定する理容師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程に係る基準

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であることを入所資格とするものであること。

ロ 修業期間は、二年以上であること。ただし、美容修得者課程の修業期間は、一年以上であること。

ハ 教科科目及び単位数は、別表第一（美容修得者課程については別表第一の二）に定めるとおりであること。

別表第一

課目	単位数	
必修課目	関係法規・制度	一単位以上
	衛生管理	三単位以上
	保健	三単位以上
	香粧品化学	二単位以上
	文化論	二単位以上
	理容技術理論	五単位以上
	運営管理	一単位以上
	理容実習	三十単位以上
小計	四十七単位以上	
選択課目	二十単位以上	
合計	<u>六十七単位以上</u>	

67単位×30時間
=2,010時間

備考

単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、三十時間から四十五時間までの範囲で理容師養成施設が定める授業時間をもって一単位とする。

理容師養成施設の教科課程の基準の運用について（平成二十七年三月三十一日各都道府県知事あて厚生労働省健康局長通知）

【別添】理容師養成施設における教科課目の内容の基準

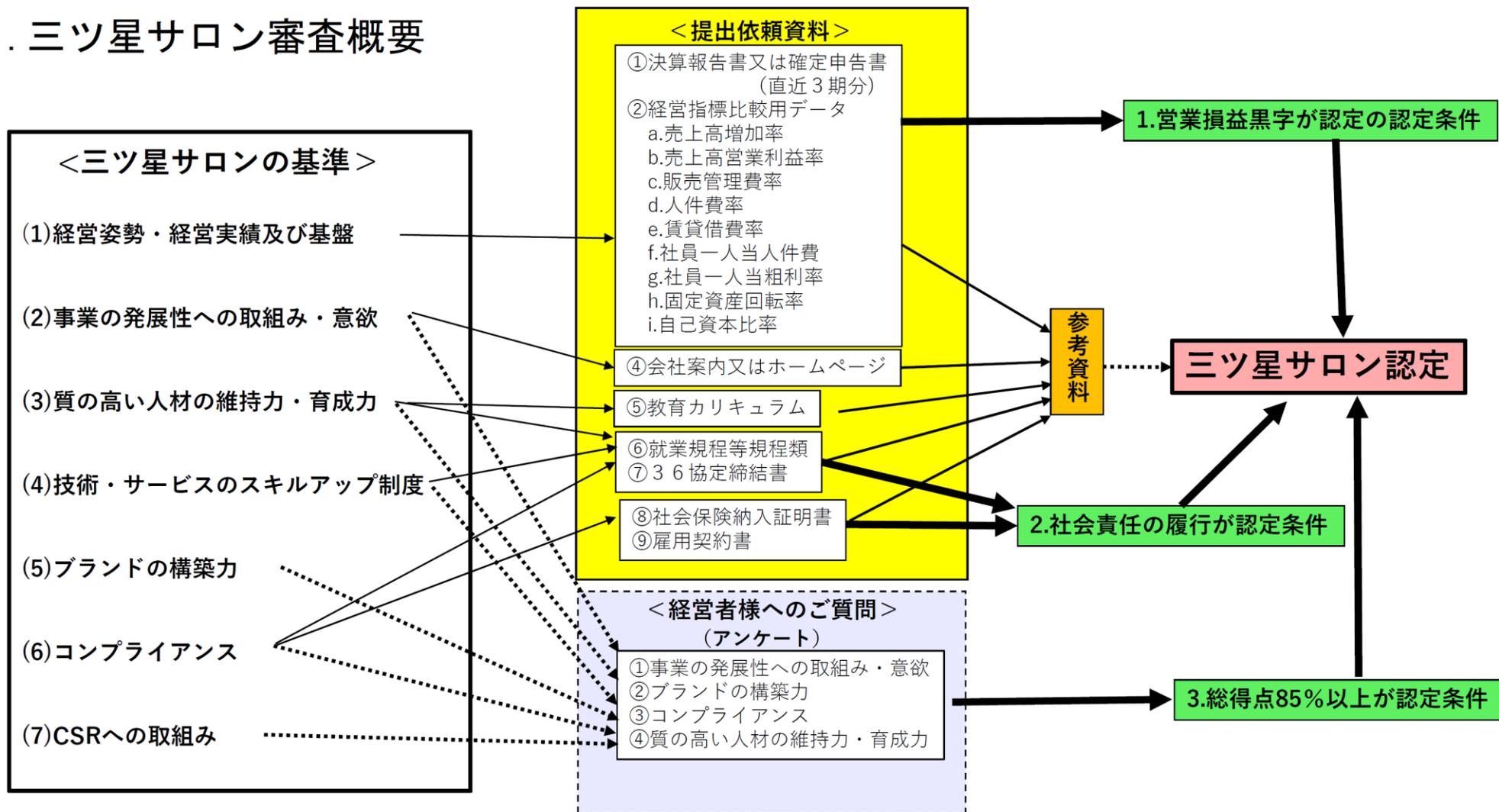
第1 必修課目

8 理容実習

(3) 学習指導上の留意事項

- ア 生徒の技術習熟の状況を常に把握するため、生徒ごとに実習記録と評価記録を作成すること。
- イ 実習の効果を生徒の間で評価させて、技能の向上のための刺激を与え、学習効果を高めるように努めること。
- ウ いたずらに新しい技術を追求することなく、基本的な技術を確実に習得させるように指導すること。
- エ 常に理容技術理論の学習状況に配意しつつ、理論と実習との相互の連携を図って、理容師としての専門技術を効果的に習得させるように努めること。
- オ モデルを使用して行う理容実習の開始時期は、理容技術理論等必修課目である教科課目の学習状況及び生徒の習熟状況を十分に確認し、モデルを使用した実習を行うことが適当であると認めた上で開始しなければならないこと。
- カ 実習は理容師養成施設内で実施することを原則とするが、生徒の技術習熟状況に応じ、当該養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理理容師を配置する理容所において、当該理容所に従事する理容師の適切な指導監督の下、理容行為及びその附随する作業（以下「実務実習」という。）を行うことが望ましいこと。
- キ 理容師養成施設は、実務実習を適正かつ効果的に実施するため、あらかじめ実施計画と評価方法を作成しなければならないこと。
- ク 実施計画の作成に当たっては、生徒が基本的な理容技術に習熟し、状況に応じて応用できる基礎的能力を身に付けさせることを目標に、段階的に技術の習得ができるように配慮すること。
- ケ 実務実習の開始時期は、入所後おおむね6か月を経過してからとすること。
- コ 実務実習は、年間60時間（通信課程の生徒のうち理容所に常勤で従事している者である生徒に対しては20時間）を超えない範囲で行うものとする。
なお、1日当たりの時間数については、実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受け入れ理容所の営業状況等を勘案して、適切な時間数とすること。
- サ 実務実習を行う場合、理容師養成施設は、次の要件に適合する理容所に生徒の受け入れを依頼しなければならないこと。
(ア) 管理理容師の資格を有し、かつ、適切な指導監督のできる理容師がいること。
(イ) 当該理容所で受け入れる生徒数に応じた設備を有すること。
(ウ) 当該理容所の経営方法が適切かつ確実なものであること。
- シ 実務実習の指導は、理容師養成施設が作成した実施計画に基づいて、当該理容所において十分な実務経験を有し、適切に指導監督できる理容師が行うこと。
- ス 実務実習を受ける生徒は、理容師の資格を取得しておらず、独立して業務を行うことができないことから、指導にあたる理容師の十分な監督の下で実習を行わせなければならないこと。
- セ 1人の理容師が同時に指導できる生徒の数は2人以下とすること。
- ソ 実務実習を受ける生徒は、実務実習生であること及び氏名を記載した標識を着用しなければならないこと。
- タ 指導にあたった理容師は、生徒ごとに作成した実務記録を理容師養成施設に提出し、これに基づいて当該養成施設が実務実習の評価を行うこと。

1. 三ツ星サロン審査概要



三ツ星サロン運用規約

(目的)

第1条 本規約は、日本理美容協同組合連合会（以下「連合会」という。）が、質の高いサロンの創出と質の高い人材の輩出とともに、理美容業界の存在価値と互恵な就業環境の構築に貢献するべく、厚生労働省の許可の下で「三ツ星サロン認定基準（以下「基準」という。）を作成・制定し、この基準の基で「三ツ星サロン」（以下「当サロン」という。）及び「三ツ星人材」の交流制度を確立し、理美容業界における福利厚生及び人材供給の一元化を目的として本規約を制定する。

(基準)

第2条 基準は、当サロンに登録を希望する企業の「審査基準」であり、その内容は以下のとおりとする。

- (1) 企業の経営姿勢、経営実績及び経営基盤
- (2) 事業の発展性への取組及び意欲
- (3) 質の高い人材の維持力及び育成力
- (4) 技術及びサービスのスキルアップ制度
- (5) ブランドの構築力
- (6) コンプライアンス及び社会貢献（CSR）への取組

(審査委員会)

第3条 連合会は前条の審査基準に基づき、当サロンに登録を希望する企業について公正に評価・査定を行うため、連合会から独立した外部の専門委員によって構成される第三者の審査委員会（以下「委員会」という。）を設け、審査業務を委嘱する。

(委員会の運営)

第4条 委員の委嘱等については以下の通り定める。

- (1) 委員 本会とは独立した外部の第三者であって、法務・経理・経営・ホスピタリティ等の分野における専門的知識と経験を有する者の中から連合会が委嘱した者。

- (2) 任期 任期は、原則1年とし、重任を妨げない。

- (3) 委員の変更 辞任等の理由により委員が退任する場合には、後任者を速やかに選出する。

- (4) 報酬 委員に対する報酬は、委員会審査業務への対価として別途連合会が定める。

- (5) 委員会の開催 委員会は連合会の依頼を受け、原則として隔月に開催する。ただし、委員の三分の二以上の要求により臨時に委員会を開催することができる。

(登録対象)

第5条 当サロンに登録を希望する企業は、連合会の会員及びその組合員（以下「所属員」という。）並びに定款第53条に定める賛助会員とする。

(事前提出資料)

第6条 当サロンに登録を希望する企業は委員会に対し事前に以下の必要書類を提出するものとし、審査に際し提出された資料は返却しないものとする。

尚、当該資料について事務局を除き連合会は原則として情報の開示を受けないものとする。

- (1) 審査申込書

三ツ星サロン運用規約

- (2) 事前調査用紙（「経営者様へのご質問」）
- (3) 会社案内・ホームページ等経営方針・経営ビジョンが記載されたもの
- (4) 登記簿謄本又はこれに準ずるもの
- (5) 販管費計算内訳を含む直近2期分の決算報告書(各期の管理者数及び従業員数を含む)
- (6) 就業規則・給与規程又はこれらに準ずる規程類
- (7) 国税・社会保険等の納付証明書（直近2年分）
- (8) 人材育成体系図又はキャリアプラン
- (9) 教育訓練カリキュラム

(審査料)

第7条 当サロンへ登録を希望する企業は別途連合会が定める審査料を納付しなければならない。

(認定)

第8条 当サロンの審査は、当サロンへ登録を希望する企業から提出された必要書類を第2条記載の基準に基づき、審査委員会が公正に評価し一定条件を満たした優良なサロンについて「三ツ星サロン」の認定をするものとし、「三ツ星サロン認定書」を発行する。

2、当サロンの認定を受けた企業及び当サロンの認定を受けられなかった企業に対して、「認定審査結果通知書(別紙を含む。）」及び「審査委員会の要望事項」を文書にて送付するものとする。

(事務局)

第9条 当該委員会の事務局を連合会に設置し、評価・査定に伴う作業の効率化を図る。

(機密保持)

第10条 審査に際し当該申請企業から提出された資料及び当該審査に基づき知り得た情報については「機密扱い」として、当該審査以外の目的には使用しないものとし、本会事務局を除く役員及び所属員並びに外部の第三者に対し、漏洩しないものとする。当該情報管理状況を監査するものとする。
(登録認定サロンへのサービス)

第11条 当サロンに認定・登録された企業は、連合会ホームページの「三ツ星サロン登録ページ」に記載されるとともに、以下のサービスを受ける事ができる。

- (1) 自社経営データ履歴の閲覧
- (2) 自社と業界・地域・三ツ星サロン登録会員等の平均値との比較データの閲覧
- (3) 簡易な個別経営相談・法律相談・ホスピタリティ関連相談・IT関連相談
- (4) 当面の有料サービスとしては以下のとおり。
 - ・新店計画支援地図データ等の利用
 - ・顧客データ分析「ビッグデータ」等の利用
 - ・本会登録ページから求人サイトへのリンク
 - ・本会登録ページから **Face Book** 等へのリンク
 - ・自社ホームページ等の制作支援

(認定期限)

第12条 当サロンで登録・認定を受けた企業は、2年毎に更新手続を行うものとする。

2. 前項の手続きには、「更新審査申込書」、「経営者様へのご質問（更新用）」及び以下の資料を提出するとともに、第7条の審査料を納付しなければならない。

三ツ星サロン運用規約

- (1) 登記簿謄本又はこれに準ずるもの（直近3ヶ月以内のもの）
- (2) 販管費計算内訳を含む、認定時提出後の2期分の決算報告書(各期の管理者数及び従業員数を含む)

(3) 人材育成体系図又はキャリアプラン（最新版）

(4) 教育訓練カリキュラム(最新版)

(登録の取消し)

第13条 更新手続により登録を取り消された企業については、本会ホームページ上の「三ツ星サロン」登録・紹介ページから削除するとともに、第11条記載のサービスが停止する。

(再申請)

第14条 第8条による登録の認定を受けられなかった企業及び第13条による登録が取り消された企業は、審査委員会による要望事項が改善されたと判断した時点で再申請を行う事ができる。この場合に、「再審査申込書」、「経営者様へのご質問（再審査用）」及び以下の資料を提出するとともに、第7条の審査料を納付しなければならない。

(1) 審査委員会要望事項に対する回答書及びこれを裏付ける資料

(2) 登記簿謄本又はこれに準ずるもの（直近3ヶ月以内のもの）

(3) 販管費計算内訳を含む、認定時提出後2期分の決算報告書(各期の管理者数及び従業員数を含む)

(4) 人材育成体系図又はキャリアプラン(最新版)

(5) 教育訓練カリキュラム(最新版)

(退会)

第15条 当サロンの登録・認定を受けた者賛助会員規約第10条より会員資格を喪失したときは、当該企業は退会続ぎに伴う所定の費用を負担しなければならない。

(所属員以外の利用)

第16条 所属員以外の者が当サロンの登録を受けようとするときは、別途定める賛助会員の資格を得た上で、第6条に規定する事前提出資料を提出し、第7条の審査料を納付する事により当サロンの認定審査を受ける事ができる。

2 賛助会員による当サロンの登録は、毎期末時点で全体の二割を超えないものとする。

(監査)

第17条 当サロン認定作業につき定期的に監査を行うとともに、所属員の3分の2からの要望があつたときには臨時監査を実施するものとする。

付 則 平成28年7月27日から施行する。